

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります(マイナポータルでの申請もできます)

国民年金第1号被保険者の方が出産されると、届出をすることで保険料が免除されます。他の免除制度と異なり、免除期間は保険料納付済期間とみなされますので、既に他の免除を受けている場合も申請してください。出産予定月の6か月前から届出ができ、届出期限はありません。

☑国民年金第1号被保険者の平成31年4月以降の保険料(平成31年2月1日以降の出産)

免除期間/出産予定日(出産日)が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日(出産日)が属する月の3か月前から6か月間。

※いずれも妊娠85日以上の死産、流産、早産の場合を含む。

申請方法/①マイナポータル②郵送③窓口

必要書類/本人確認書類、基礎年金番号または個人番号がわかる書類、母子健康手帳

備申請書のダウンロード、マイナポータルからの電子申請等詳しくは、日本年金機構のホームページ(右記二次元コード)をご覧くださいか、お問い合わせください(申請書は区からも送付可)。郵送・窓口申請について詳しくは、**区HPQ 364** をご覧ください。



問世田谷年金事務所 ☎6844-3871 (自動音声案内に沿って「2」を押してください)、国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX 5432-3051

出産費の助成制度

☑誕生日において、世田谷区に住居登録のある出産児の保護者(妊娠85日以上の流産・死産も含む)

助成額/出産児1人につき5万円

申請期限/出産日から1年以内(災害等やむをえない事由のある場合を除く)

問子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX 5432-3081
区HPQ 1206

がん先進医療費利子補給制度

区が指定する金融機関でがん先進医療費の融資を受ける場合、350万円までのローンに対し、利子(固定金利1.25%)相当額を最大10年間助成します。

☑国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金承認申請時に引き続き1年以上区内に住居を有する方(住民税を滞納していない方に限る。申請は、対象となるがん患者と同世帯の方、3親等以内の親族の方も可)

備融資の際は、各金融機関で審査があります。対象の医療等詳しくは、**区HPQ 3275** をご覧ください。

問世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX 5432-3019

世田谷区にも、ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやゆかりのある自治体を寄附で応援する仕組みです。区民の方が区にふるさと納税をした場合も、税金の控除対象となります。区では、子どもや福祉、スポーツなど様々な分野の取組みにふるさと納税(寄附)を募っています。取組みを選んで寄附することは、税金の使い道の一部を皆さん自身で決めることにつながります。ふるさと納税(寄附)で世田谷区を応援してください。

※制度上、区民の方に返礼品をお贈りすることはできません。ご了承ください。

Pick Up

●みんなでつくろう!! あそりプロジェクト ～砧あそびの杜プレーパーク

大蔵運動公園内に、子どもたちが遊べる場所として、新たにプレーパークを整備します。

寄附金は、ウッドデッキの整備のほか、子どもたちの意見を反映した整備等に活用します。

羽根木プレーパークの
ウッドデッキで遊ぶ子どもたちの様子▶



●等々力溪谷プロジェクト ～みんなで育む緑と水

等々力溪谷公園では、シラカシの倒木により一部通行止めをしていますが、来年度中の通行止め解除に向け、作業を進めています。

寄附金はこれらの取組みや、樹木が健やかに育つための環境づくり等に活用します。



▲等々力溪谷公園で発生した倒木の様子

●児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者の安定した自立のための支援に取り組んでいます。寄附金は、奨学金の給付、就職に役立つ資格等の取得費用の給付や、家賃の一部の給付等に活用します。

●医療的ケア児とその家族のために

医療的ケア児とその家族に対する支援に取り組んでいます。

寄附金は、医療的ケア児とそのきょうだいをキャンプ等のイベントに招待する取組みや災害時に備えた避難訓練の実施、ポータブル電源等の配布等、医療的ケア児とその家族の支援に活用します。



▲ポニーの乗馬体験の様子

年末のふるさと納税(寄附)はお早めに

12月31日までの寄附であることを区が確認したものが6年中の寄附となり、6年分の所得税や7年度の住民税の控除対象となります。

※各金融機関の営業日等をご確認いただき、お早めにお申し込みください。

※寄附の申込は、寄附ポータルサイト、後記**区HP**からオンライン手続きまたは郵送で行えます。

※年末は申込の集中が予想されるため、区からの申請様式のお届けには日数を要する場合があります。

問ふるさと納税対策担当課 ☎5432-2190 FAX 5432-3047 区HPQ 6248